

## 大垣西ロータリークラブ細則

### 第1条 定義

- 1 理事会：本クラブの理事会
- 2 理事：本クラブの理事会メンバー
- 3 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
- 4 定款：本クラブの定款
- 5 細則：本クラブの細則
- 6 R I：国際ロータリー
- 7 年度：7月1日に始まる12カ月間
- 8 文書：e-Mail Faxを含む

### 第2条 理事会

1. 本クラブの管理主体は、本クラブの会員11名をメンバーとする理事会である。
2. 11名のメンバーとは、定款第13条第4節に定める役員、(会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計)、および副会長、会場監督の7名と、本細則第3条第1節に基づいて選挙された4名の理事とする。
3. 理事会決議は、本クラブの定款並びに細則によって総会または例会での決議を要すると定めたものを除き、最終決議である。

### 第3条 役員および理事の選挙

#### 第1節 役員および理事の選任

1. 本クラブの役員及び理事の選挙は本細則第7条に定める指名委員会手続きによっておこなう方法を採用する。
2. 役員を選挙すべき会合の1カ月前の例会において、その議長たる役員は会員に対して、会長(次々年度)、副会長、幹事、会計、会場監督および4名の理事を指名することを求めなければならない。
3. その指名は、クラブの決定するところに従って指名委員会または出席全会員のいずれか一方または双方によって行うことができる。
4. 年次総会において、議長たる役員は指名委員会からの指名を受け、次々年度会長、次年度の副会長・幹事・会計・会場監督及び4名の理事の選任を上程しなければならない。

5. もし指名委員会を設けるように決定されたならば、かかる委員会はクラブの定めるところに従って設置されなければならない。適法に行われた指名は各役職ごとにアルファベット順に投票用紙に記載されて年次総会において投票に付せられるものとする。
6. 投票の過半数を獲得した会長、副会長、幹事、会計および会場監督がそれぞれ該当する役職に当選したものと宣言されるものとする。
7. 投票の過半数を得た4名の理事候補が理事に当選したものと宣言されるものとする。
8. 選出された次年度会長は、会長ノミニーとなるものとし、来る7月1日に始まる年度に、会長エレクトとして理事会のメンバーを務め、その年度直後の7月1日に、会長に就任するものとする。
9. 選任されたその他の次年度役員及び理事は、来る7月1日から始まる年度に、それぞれ該当する役職に就任し、理事会のメンバーとして務める。

## **第2節 役員および理事の欠員補填**

役員または理事に生じた欠員は、残りの役員および理事が構成する理事会の決定によって補填する。

## **第3節 年次総会後の変更**

年次総会後において、次期役員及び理事の変更または欠員の補填をしなければならない時は、再度、第7条の手続きによって指名し、理事会および例会の決議を得て選任する。

## **第4条 役員及び理事以外の役職者・委員の選任**

1. 役員および理事でない委員長は、指名委員会からの指名を受けて、理事会において選任し、会長が委嘱する。
2. 次々期幹事は、指名委員会の指名を受けて、理事会で選任し、会長が委嘱する。
3. 会員の委員会配属は、歴代会長会の意見を尊重して会長エレクトが作成し、理事会の承認を受けて任命する。
4. 役員および理事以外の役職者の変更または欠員の補填は理事会において選任する。
5. 副会長、幹事、会計、会場監督、および4名の理事は、1年の任期を3期まで務めることができる。

## **第5条 役員および理事の任務**

### **第1節 会長**

1. 会長は、本クラブの会合、例会理事会等の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行う。
2. 会長は理事会直後の例会において、理事会で討議された議事の要点を会員に報告する。会長が欠席もしくは会長指示がある時は副会長が報告する、

## 第2節 直前会長

直前会長は、理事会のメンバーとしての任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務を行う。

## 第3節 会長エレクト

会長エレクトは、理事会のメンバーとしての任務、通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務を行う。

## 第4節 副会長

副会長は、会長不在の場合、本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他会長または理事会によって定められる任務を行う。

## 第5節 理事

1. 理事は、理事会のメンバーとしての任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務を行う。
2. 理事は本クラブのあらゆる活動を、日本のロータリー文化の伝統と理念に基づき正しく実践するように努めなければならない。

## 第6節 幹事

1. 幹事は、理事会のメンバーとしての任務、以下の業務および通常その職に付随する任務、その他会長または理事会によって定められる任務を行う。
2. 会員に関する記録の整理保管。
3. 各会合における出欠席を記録。必要なときは出席証明カードの発行。
4. クラブの行事、理事会および委員会等の諸会合の通知を発送。ならびに必要な場合は、これらの会合の議事録等の記録の作成と保管。
5. 理事会において議事録を作成し、会長の確認・署名を受けて保存し、会員から要求のあった時は開示しなければならない。
6. クラブに伝承される歴史的文献、記念品等の保管。
7. 会員数、資格の変更、出席率等を含む RI ならびに地区への定められた報告。
8. RI ならびに地区への全会員の人頭分担金および半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員の比例人頭分担金を記載した毎年1月1日および7月1日現在の半期会員報告、会員変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、RI公式雑誌の購読料を徴収してこれをRIに送金の管理
9. クラブ事務局に関する運営の管理。
10. 地区（分区）の定められた会合への出席。
11. IT委員会やIT系の組織されていない時には、RIならびに地区およびクラブのITに関する業務。

## 第7節 会計

1. 会計は、理事会のメンバーとしての任務、以下の業務、および会長または理事会によって定められる任務を行う。
2. すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行う。
3. その職を去るに当たってはその保持するすべての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

## 第8節 会場監督

1. 会場監督は、理事会のメンバーとしての任務、通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められた任務を行う。
2. 例会その他すべての会合が、品格があり、秩序正しく円滑に運営され、会合がその使命を発揮できるように設営・監督する責任を持ち、高所より会合運営を詳細に観察して会長に意見を具申する。
3. 会合への入場許可と退場命令権を持つものである。

## 第6条 副幹事

1. 指名委員会から指名を受けた次々期幹事は、理事会の承認を得て、来る7月1日に始まる年度において次期幹事となる。
2. 単年度制の弊害を避けて業務の連続性を確保するために、理事会の承認を得て、次期幹事を副幹事とする。
3. 副幹事は幹事の業務を補佐し、その他会長または理事会によって定められる任務を行う。
4. 幹事が欠席をした会合において、副幹事が代行を務める。
5. 副幹事は理事会のメンバーではないが、理事会に出席して幹事を補佐して発言することができる。

## 第7条 指名委員会

### 第1節 指名委員会手続

指名委員会は、理事及び役員候補者指名に当って次項以下の定めに基づいて指名を行なうものとする。

1. 指名委員会は、次々年度の会長（会長ノミネー）・幹事と、次年度の副会長、会計、会場監督及び理事9名全員を指名するとともに、次年度の幹事、副会場監督及び各委員会の委員長の指名を併せて行うことができる。
2. 指名委員会は、次年度の会長が未だ選挙されていない場合には、次年度の会長候補者の指名を最初に行なうものとする。

- 3, 次いで指名委員会は、次年度会長候補者（前項により指名された会長候補者）、又は次年度会長決定者（就任の直前2ヵ年以内の期間中に既に年次総会で選挙されている会長）を委員会の協議に加えて次年度幹事候補者を指名する。  
この場合において幹事候補者には、特に支障のない限り当該年度の副幹事をもってこれに充てるものとする。
- 4, 続いて指名委員会は、前各項の会長候補者又は会長決定者並びに幹事候補者を委員会の協議に加えて、その他の役員（副会長、会計及び会場監督）及び理事（4名）の候補者を指名するものとする。
- 5, 指名委員会は、特別の支障のない限り翌々年度に就任する会長候補者の指名を行なうて、年次総会での会員による選挙に付するものとする。  
(昭和47年12月5日理事会承認)

## 第2節 各種委員会等任命

会長が理事会の承認を得て行なう各種委員会等の任命に当っては、次項以下の定めに従ってその任命を行なうものとする。

- 1, 常任委員会であるクラブ奉仕委員会の委員長には、会長エレクト及び副会長をもってこれにあてるものとする。
- 2, 幹事、会計及び会場監督の各役員について、これらの任務を補佐するための副幹事、副会計、副会場監督を任命することが出来る。  
なお、このうち副幹事となるものについては、次の年度に会長として就任すべきものが既に選挙されている場合にはその意見をj得てこれを任命するものとする。
- 3, クラブ奉仕の中の特定分野を担当する各委員会につき、2名以上の委員で構成する委員会については、委員の中から委員長及び副委員長各1名を任命するものとする。  
また、各常任委員会についても、委員長の補佐として副委員長1名を任命するものとする。
- 4, 名誉会員の選任を行い、理事会に推薦する。

## 第2節 指名委員会委員

1. 指名委員会委員には、当該年度、直前年度及び前々年度の3年度における会長及びもって構成するものとし、その委員長には直前年度の会長になるものとする。
2. 次期幹事が決定をしている場合、次期幹事は指名委員ではないが、委員会に出席して意見を述べる事ができる。
3. 指名委員の委嘱は、8月第1例会において行なう。

## 第3節 歴代会長会に諮問

指名委員会が本条第1節1項の役職者の選考を行なうに当たっては、あらかじめ、歴代会長会に諮り、歴代会長の意見を徴する。

## 第8条 会合

### 第1節 年次総会

- 1、本クラブの年次総会は、地区からの11月中に会長エレクト、会長ノミ二一のサインが必要なため毎年11月の第1例会と同日に開催する。
- 2、この年次総会において、次年度の役員及び理事の選任をおこなわなければならない。

### 第2節 例会

本クラブの毎週の例会は火曜日12時30分に開催するものとする。

例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全員に然るべく通告されなければならない。

### 第3節 年次総会及び例会の定足数

会員総数の3分の1をもって、本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

### 第4節 理事会

1. 定例理事会は毎月第1例会と同日に開催する。
2. 臨時理事会は、会長がその必要を認めたとき、または理事会のメンバー2名以上の要請があるとき、会長によって召集される。但し開催にさいしては、文書によって理事会メンバー全員に予告され出欠を確認しなければならない。
3. 理事が止むを得ず理事会を欠席するときは、所定の書式により署名捺印した委任状を提出しなければならない。委任状が提出されないまま欠席した場合は、賛否意見は無いものとし、後日の異議申し立ては認めないこととする。
4. 理事会の定足数は、委任状提出者を含め理事会メンバーの過半数とする。
5. 審議事項によって、理事会が必要と認める決議をした場合、理事会の指名したパストガバナーを特別メンバーとして、ガバナーの承認を得て招聘することができる。

### 第5節 出席

本クラブの会員はすべて、名誉会員（または標準ロータリー・クラブ定款に基づき、出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリー・クラブ定款第12条規定によるものでなければならない。

## 第9条 採決の方法

1. 本クラブの議事は、原則として投票を省略して口頭によって賛否を問い、口頭による意思表示をもって採決されるものとする。  
ただし、理事会は特定の決議案を、口頭ではなく投票により採決することを決定することができる。
2. 理事会、年次総会、例会等、各会合では、特に定めのある場合を除き、出席会員の過半数をもって、賛否の決議とする。

## 第10条 決議

事のいかに問わず本クラブを拘束する全ての決議または提案は、理事会によって審議した後でなければ、本クラブの他の会合においても審議してはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

## 第11条 正会員選挙の方法

### 第1節 会員候補者の推薦

本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別な定めのある場合を除き、事前に漏らしてはならない。

### 第2節 推薦者と推薦状

1. 推薦状には、推薦者の署名を必要とする。その署名は、被推薦者が入会後も在籍する限りあらゆる責任を持つという認識のもとに為されなければならない。
2. 推薦者が本クラブの在籍年数5年未満であった場合、在籍5年以上の会員と共に推薦者の責任を果たすものとする。
3. 被推薦者の職業分類が大分類に於いて同一分類の会員が在籍するときは、その会員が推薦者の一人でなければならない。
4. 推薦者は、通常1名以上でなければならない。

### 第3節 会員資格の確認

理事会は、その被推薦者がクラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たし、大垣西ロータリークラブ会員としてふさわしく、的確であることを確認する。

### 第4節 入会承認と結果の通知

- 1、理事会は、推薦状の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これはクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場

合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

2. 理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会は、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、細則に定める、所定の会費と入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。また同時に、入会金を納付しなければならない。
3. 上記1項、2項における入会金納入については、本細則第12条第2節に定める入会金免除の資格がある被推薦者を除く。
4. 理事会は、被推薦者の入会の承認または不承認を決定した場合、幹事を通じて推薦者にその決定を通知する。

#### **第5節 会員申込書の署名**

1. 理事会が入会を承認した場合、ロータリー情報委員会は、被推薦者の事業所を訪問し、被推薦者に対し、本クラブの定款・細則・内規を受託し順守することが会員資格の条件であること、ロータリーの全体像、基本的理念と使命、組織、事業計画、クラブ会員の特典と責務、特に大垣西ロータリークラブ会員としての責任について説明しなければならない。
2. この説明の後、被推薦者に対し入会申込書に署名を求め、そのとき、本人の氏名および本人に関する個人情報をクラブ会員およびRI・地区に発表することについて承諾を求めなければならない。

#### **第6節 入会式**

1. クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、クラブ幹事は当該会員に対して会員証を発行し、ロータリー情報委員会は、入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提供し、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員を1名指名するものとする。
2. 幹事は、新会員に関する情報をRI・地区に報告しなければならない。

### **第12条 入会金および会費**

#### **第1節 入会金**

1. 入会金は年会費の1/2相当額とし、入会承認に先立って納入すべきものとする。
2. 入会金の免除を受けようとする移籍会員または元会員は、かつて属していたロータリークラブの在籍証明書、もしくは推薦状を提出しなければならない。
3. 名誉会員からは徴収しない。

## 第2節 会費

1. 会費は年額250,000とし、毎年2回7月1日および1月1日に納入すべきものとする。
2. 名誉会員からは徴収しない。

## 第3節 会費支払いの意義

会員は、会費を払う義務があり、それによってロータリーの目的の中に示されたロータリーの原則と使命を了解し、本クラブの定款・細則・内規に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件のもとにおいてのみ、本クラブの会員として認められるものである。

## 第13条 五大奉仕

### 第1節 活動の理念

奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青少年育成奉仕である。本クラブは、奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

### 第2節 決議23-34の遵守

本クラブは、日本のロータリーの伝統文化を継承し、ロータリーの目的（綱領）を実現するために五大奉仕の理念に従う奉仕活動実践の指針として、「社会奉仕に関する1923年の声明（決議23-34）」の理念を遵守する。

### 第3節 本クラブの独自性

本クラブは、永年の歴史を顧みて、先賢によって培われた本クラブ独自のロータリー哲学を伝承し、さらに未来への発展に向けて奉仕活動を行うものであるが、会員の職業奉仕において「四つのテスト」を信条として掲げる。同時に「四つのテスト」は、会員の私的生活の信条であるが、世界平和への道でもあることを確認し、会員の家族、事業所の従業員、さらに一般社会へもこの理念を広めることをもって、本クラブの所在地域社会における特色とする。

## 第14条 委員会組織

### 第1節 委員会の設置

本クラブ独自の奉仕活動を具現化するために、以下の委員会を設置する。

1. 会長エレクトは、次年度の事業計画を作成するにあたり、企画管理運営委員会に諮り、理事会の承認の下に、次の委員会の設置を企画しなければならない。
  - a) 企画管理運営委員会
  - b) クラブ奉仕委員会
  - c) 職業奉仕委員会
  - d) 奉仕プロジェクト委員会
  - e) 会員増強維持委員会
  - f) 青少年育成委員会
2. 会長エレクトは、企画管理運営委員会に諮り、理事会の承認の下に、前項のクラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、奉仕プロジェクト委員会、会員増

強維持委員会、青少年育成委員会に、その特定分野を担当する委員会の設置を企画しなければならない。

3. 企画管理運営委員会の委員長は会長が兼務し、クラブ奉仕委員会の委員長は会長エレクト及び副会長が兼務する。その他の各常任委員会の委員長は、会長エレクトが理事会の承認の下に、理事の中から任命する。
4. 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとする。
5. 各委員会は、細則によって付託された職務、および会長または理事会が付託する事項を実践するものとする。ただし、理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は理事会に報告してその承認を得るまでに、企画を実行に移すなどの如何なる行動もしてはならない。

## 第2節 特別委員会

会長は、理事会の承認の下に、必要に応じて特定の目的のために構成され、任務終了と共に解散する特別委員会を設けることができる。

## 第3節 企画管理運営委員会

1. この委員会は、每期、9月と2月および必要なときに開催するものとする。
2. この委員会の委員は直前会長、会長エレクト、会長ノミネー（選任されていれば）および数名の歴代会長とする。
3. 委員長は、委員会開催にあたり、議題によっては必要と認めた会員を招集して意見を聞くことができる。

## 第4節 クラブ奉仕委員会

1. クラブ奉仕委員会委員長は、クラブ奉仕の諸活動全部に対して責任をもち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。
2. クラブ奉仕委員会は、クラブ奉仕委員会委員長とクラブ奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。
3. 会長は理事会の承認の下にクラブ奉仕の中の特定分野を担当する次の各委員会を設置するものとする。
  - a) 出席委員会
  - b) クラブ会報委員会
  - c) 親睦活動委員会
  - d) 雑誌公共イメージ委員会
  - e) 会員選考委員会
  - f) 会員増強維持委員会
  - g) プログラム委員会
  - h) 広報委員会
  - i) ニコニコボックス委員会
  - j) ロータリー情報・研修委員会
  - k) 職業分類委員会
4. 会長エレクトは、理事会の承認の下に、出席委員会、親睦活動委員会、会員選考委員会、会員増強維持委員会の委員長を、会員の中から任命するものとする。
5. 雑誌・公共イメージ委員会は、可能である限り、地元新聞もしくは広告取扱業種関係の会員を委員の中にも含めるものとする。

## 第5節 職業奉仕委員会

1. この委員会は、五大奉仕部門のうち職業奉仕に関する分野に取り組むものである。
2. この委員会には、伝統的に設置された四つのテストの推進が含まれる。
3. 会長エレクトは、理事会の承認の下に、四つのテストの推進者を理事の中から任命するものとする。

## 第6節 奉仕プロジェクト委員会

1. この委員会は、五大奉仕部門のうち社会奉仕、国際奉仕、青少年奉仕に関する分野に取り組むものである。
2. この委員会は、委員長と奉仕プロジェクトの特定の分野を担当する全ての委員会の委員長によって構成されるものとする。
3. 第14条第1節2項に定める特定分野を担当する次の委員会を設置する。
  - a) 社会奉仕委員会
  - b) 環境保全委員会
  - c) 国際奉仕委員会
  - d) 国際青少年交換委員会
  - e) ロータリー財団委員会
  - f) 米山奨学金委員会
4. 会長エレクトは、理事会承認の下に、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会、ロータリー財団委員会の委員長を役員及び理事の中から、その他の委員長を会員の中から選ぶことができる。

## 第7節 委員の任期

クラブ委員会の構成に当たり、実際的で可能な限り、1名または数名の委員を再任するか、1名または数名の委員を1年の任期を3期まで継続して任命することを原則とする。すなわち具体的には、1名は1年、1名は2年、1名は3年の任期となるよう再任して、本人の業務習得に対する負担を軽減し、活動の円滑な継続と発展を図るなどの配慮をするものとする。

また委員長も同様の理由を以て、できうる限り同一委員会委員経験者より選任する。委員長は、資格研修として地区研修・協議会へ出席しなければならない。

## 第15条 委員会の任務

委員会は、理事会の承認なくして、いかなる活動も行ってはならない。

### 第1節 企画管理運営委員会

この委員会は、クラブの長所を育成し足らざるところを改善し、時代に即応してさらなる発展のために、クラブの活動全体に検討を加え、理事会に提案することを以て目的とする。そのために、主として以下の任務を行う。

1. クラブの存在意義と独自性を明確にした長期戦略計画を作成し、毎年その進捗状況を検討し、必要であれば訂正を加えて、理事会に提案する。
2. 長期戦略計画に示された活動を支える、その年度独自の会長の意向を年次計画に立案し、理事会に提案する。
3. 会長エレクトの諮問にこたえて、年次計画や次期委員会構成等について助言する。

4. クラブ定款・細則・内規を検討し、必要があれば改正案を作成して理事会に提案する。

## 第2節 クラブ奉仕委員会

委員長は、社会奉仕の諸活動全部に対して責任をもち、かつ社会奉仕及び環境保全の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。例会の内容はもとより、現在のロータリー情報を提供して研修等を行い、会員の資質向上と親睦を図り、クラブの強化発展に資することを以て目的とする。

(b) 社会奉仕委員会は、社会奉仕委員会委員長と社会奉仕及び環境保全の特定分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

(c) 会長は理事会の承認を受け、社会奉仕の特定分野について次の委員会を設置するものとする。

人間尊重委員会、地域発展委員会、協同奉仕委員会

### 1. 出席委員会

- a) この委員会は、すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること。これには、地区大会、都市連合会(IM)および国際大会への出席も奨励する方法を考案するものとする。
- b) この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他のクラブ例会への出席とを奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのよりよき奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに努めるものとする。
- c) 100%例会の数を増やすように会員に奨励する。

### 2、 雑誌・公共イメージ・IT委員会

- a) この委員会は、RI公式雑誌ならびにそのホームページに対する会員の関心を喚起することを以て目的とする。
- b) ロータリーの友を事前に精読し、そのホームページを閲覧し、クラブの例会において毎月、クラブ関連記事はもとより新たな情報などの端的な紹介を行って、会員の教育に資することを任務とする。
- c) 本クラブのニュースの資料と写真を公式雑誌編集者に送って掲載を要請するなど、その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員はもとより、ロータリアン以外の人々にも役立てるよう努める。
- d) ガバナー月信の紹介と記事掲載も任務とする。
- e) 本クラブの活動を、地元新聞などのマスコミを通じ、また、IT委員会またはその担当者の協力を得て、クラブホームページ、SNSなどITの利用を開発して、広く一般社会に知らしめて本クラブの所在地域における存在価値を示し、その理解と協力を得て、さらに会員増強に資するよう積極的に努める。

f) ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈し、図書館、病院、学校、その他の図書閲覧室のために国際奉仕並びにその他の特別講読を取り計らい、ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り、その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるものとする。

### 3. 広報・公共イメージ委員会

この委員会は、広く一般世間に、ロータリー、その歴史、綱領および規模に関する情報を提供し、そして本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案しこれを実施するものとする。

### 4. クラブ会報委員会

この委員会は、クラブ週報の刊行によって、関心を促して出席の向上を図り、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えるべく努めなければならない。

### 5. プログラム委員会

- a) この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のために、卓話をはじめその他のプログラムを企画して準備し、会合が充実した内容になるよう努めることを以て目的とする。
- b) 卓話は、新会員の職業を中心とした自己紹介をなるべく早期に予定するほか、地区の研修会等の会合に出席した会員の報告による会員への情報提供を優先する。
- c) 会長の活動方針に沿った内容のもの、RIの推進月間に関するもの、地区の強調する活動について、該当するクラブ委員の解説など、常に会員がロータリーの現状とクラブの姿を把握できるような内容を心掛けて計画しなければならない。そのためには、地区行事予定を参照するとともに、クラブの企画常任委員会や情報委員会をはじめその他の関連する委員会と連携して、その協力を要請しなければならない。
- d) 会員卓話は記録を参照して、全員がもれなく担当できるよう配慮する。

### 6 親睦活動委員会

- a) この委員会は、親睦活動が志を一つにするロータリアンの絆を固くする源であり、親睦の真の理念が奉仕活動の出発点であることに基づき、気品ある魅力的なプログラムを考案して実施することを以て目的とする。
- b) そのプログラムには、ロータリー家族の参加も考慮すべきである。

### 7. ニコニコボックス委員会

- a) この委員会は、会員本人はもとより、家族や事業所、その他において、嬉しいことがあった時に、自主的にその善意を奉仕のための拠出というかたちで表していただき、ニコ

ニコボックスの寄附金を募り、例会においては、寄附に寄せられたコメントの発表を工夫して会員の親和を図るよう努めることを目的とする。

- b) 寄付金の使途を会員に知らせ、寄付についての意識を高めるよう努める。

### 第3節 会員増強維持委員会

この委員会は、優秀な人材の入会と維持はクラブ発展の第一歩であり、その要諦は推薦者にあることを、全会員に周知せしめ、その実践をもって目的とする。

#### 1, 会員増強維持委員会

- b) 絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するために適切な人物を発掘し、最も適格な推薦者を検討し、理事会の承認を得て推薦を依頼する。
- c) 一般社会はもとより、クラブが関与した財団奨学生、交換学生、米山奨学生、ローターアクター、インターアクターなどのロータリー家族と、その近親者も視野に入れた人材確保に努める。
- d) 転勤転居などで退会する会員に対しては、転勤転居先のクラブへの移籍を奨め、要望のあるときには紹介の手続を行う。
- e) プログラム委員会や情報委員会など関連する委員会と連携協力して研修の企画と実施に参画して会員維持に努める。
- f) 入会された会員が親睦を深めることやロータリー活動の重要ポストを担っていただき、常に、ロータリーをこよなく愛するように会員維持をしていく。
- g) 夜間例会などに、入会希望者をお誘いする。
- h) 会社役員退職者も、ロータリアンとして適格であるので会員維持ができる。

#### 2, 会員選考委員会

- a) この委員会は、入会候補者が本クラブ会員のロータリアンとして適格であるかどうかを、厳正に審査することをもって目的とする。
- b) 入会候補者がクラブ定款に示された条件はもとより、適格な推薦者に責任を以て推薦されており、その品格ならびに職業上および社会的地位など個人的な面からも調査して、将来本クラブの会員として相応しい知識と教養を身に付けることができる人物であるかどうかを理事会に報告する。

#### 3, 職業分類委員会

- a) この委員会は、一業種一名の大原則を堅持する本クラブにおいて、その基礎となる最新の職業分類調査を行うことを以って目的とする。
- b) 毎年できるだけ早く少なくとも8月31日以前には、クラブの所在地域社会の職業分類調査を行ない、その結果から必要な場合には、本クラブの現会員の保持する職業分類を本人の了解のもとに再検討し、会員の充填未充填を明確にした職業分類表を作成して理事会に提出しなければならない。

c) 理事会の承認をえた職業分類表は、クラブ協議会の折に増強維持委員会に報告するとともに、会員に公示する。

#### 4、ロータリー情報・研修委員会

a) この委員会は、会員に常にロータリーの最新情報を提供するとともに、ロータリーに関する研修を企画し実施することを以って目的とする。

b) 会員候補者には、ロータリーの全体像、基本理念と使命、組織、本クラブの定款細則、会員の特典と責務に関する情報を提供してロータリーへの理解を促し、特に入会してから最初の1年間、推薦者に協力して新会員のオリエンテーションを監督する。

c) 会員には、RI・地区などあらゆるレベルでの現状、ならびに本クラブの歴史、理念、奉仕活動、組織規定に関する最新情報を提供するプログラムを企画し実施し、プログラム委員会その他の関連する委員会と連携協力して会員のロータリーに関する知識の向上に努める。

d) 定期的なIDM（インフォーマル・ディスカッション・ミーティング）を開催する。その企画、設営、プログラムに責任をもち、全会員がもれなく参加するよう計画的に出席要請者を定める。

#### 第4節 職業奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうに役立つ指導と援助を与えるような方策考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの職業奉仕活動に責任をもち、職業奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

##### 1. 四つのテスト運動の推進

a) 本クラブ独自の伝統的な特徴であり、本クラブのロータリー活動の中核的奉仕活動である四つのテスト運動を推進することを目的とする。

b) 四つのテストが職業奉仕理念の実施指針であるとともに、個人のみならず、地域の、ひいては世界平和への道を指南するものであることを、ロータリーにとどまらず、一般社会にも啓発普及することに努める。

c) 先賢会員の英知と情熱と献身的な奉仕の精神によって、継続されてきたこの委員会の哲学と歴史を、機会あるごとに、会員に語り周知されるように努める。

d) 伝承されたプログラムに固執せず、時代のニーズに即した効果的な進展のために最適なプロジェクトを研究し実践することに努める。

#### 第5節 奉仕プロジェクト委員会

この委員会は、所属する特定分野の委員会の横の連携を深め、会員相互の情報の共有を図って、全会員が一致協力できる共同奉仕活動を提起することを目的とする。

委員長は、所属する特定分野担当委員会の定例会合開催とその議事進行に責任をもち、助言し、その対外的奉仕の全活動について総合的に理事会に報告し、クラブ協議会で発表する。

#### 1. 社会奉仕委員会

- a) この委員会は、本クラブの会員が本クラブの所在地域社会に対する存在意義を示すための社会奉仕に関するプログラムを計画し、それを実践することを以って目的とする。
- b) 地域の伝統文化ならびに現代文化への支援を行うと共に、そのプロジェクトが会員の教養を深めることに資するよう努める。

#### 2. 環境保全委員会

この委員会は、会員企業における環境保全への認識を高めるためのプログラムを、計画し実践することを以って目的とする。

#### 3. 国際青少年交換委員会

- a) この委員会は、将来有望な高校生の交換留学のための派遣実務と受入れ実務を行うことを以って目的とする。
- b) 地区青少年交換委員会と連携協力して、十分なオリエンテーションを家族ともどもに行い、派遣学生には海外からの近況定期報告を正確に送信させて安全に滞在し、留学と親善の実を挙げて恙なく帰国できるよう、常に支援を怠らないよう努める。
- c) 広く会員から優秀な候補者を募り、適切なカウンセラーを任命するために、クラブでは帰国時の卓話を始め、常々定期的に報告書の内容の要約や留学先の動静を繰り返し会員に伝達して、理解と協力を得るよう努める。
- d) 受入れる学生のホスト家庭の選択と依頼、適切なカウンセラーの任命にも責任を持って対処し、本人とホスト家庭予定者を交えて、異文化である日本の風俗習慣を懇切丁寧に解説し、日々の生活について、禁止事項について、緊急時の対応など遺漏なく伝える。
- d) 受入れた学生は、定期的に例会に招き、機会あるごとにクラブ行事に参加させ、クラブのロータリー家族として、常々会員と接する場を設け、会員との融合を図るとともに、会員に対してはこの事業の理解と協力を得るよう努める。

#### 4. 世界社会奉仕委員会

- a) 本クラブの会員が、国際奉仕に関するプログラムにおいて、その責務を遂行する上に役立つ指針と援助を与えるような方策を考案し、実施することを目的とする。
- b) RI の提唱する戦略計画に強調された奉仕活動に参加して、RI の一員として果たすべき役割を担う。
- c) 地区国際奉仕関連委員会と連携協力し、他クラブとの共同奉仕活動を行う。

## 5. ロータリー財団委員会

- a) この委員会は、RIのロータリー財団の歴史、意義、組織、活動と成果および内容を会員に周知させるとともに、この活動に協力することを以って目的とする。
- b) 地区財団委員会と連携協力して会員に常に新しい情報を提供し、この事業の理解を得てより多い寄付がなされるよう努める。
- c) 広く会員に呼びかけて優秀な財団奨学生を募集し、地区の審査に合格したときは、適格なカウンセラーを任命し、海外留学中も常に連絡を保って支援するとともに、その情報を会員に提供し、帰国後もクラブが支援したクラブのロータリー家族として会員と接する機会を持つよう努める。

## 6. 米山奨学金委員会

- a) この委員会は、日本独自の事業であるロータリー米山記念奨学会の歴史、意義および内容を会員に周知させることによって、この事業への協力を促し、より多くの寄付金が寄せられるように努めることを以って目的とする。
- b) 地区米山奨学委員会と連携協力して、優秀な米山奨学生の募集に努め、クラブでの受け入れ、適格なカウンセラーの任命、ならびに奨学生の在学中における生活指導などを行う。
- c) 奨学生を、定期的に例会に招き、機会あるごとにクラブ行事に参加させ、クラブのロータリー家族として常々会員と接する場を設け、会員との融合を図るとともに会員に対しては、この事業の理解を得るよう努める。

## 第6節 青少年育成委員会

この委員会は、本クラブの会員が青少年活動に関する事柄においてその諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与える方策を考案し、これを実施するものとする。

この委員会の委員長は本クラブの**青少年育成奉仕**に責任をもち、**青少年育成奉仕**の諸特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

### 1、青少年育成委員会

この委員会は、青少年育成委員会の事業のうち、下記委員会の事業以外を担当する。

### 2、インターアクトクラブ委員会

この委員会は、本クラブの後援するインター・アクト・クラブの運営に関し、その自主性を尊重し、その活動を援助しかつ助言を与え、諮問に応ずるものとする。

### 3、ローターアクトクラブ委員会

この委員会は、国際ロータリー理事会の採択した方針声明に則り当クラブが結成したローター・アクト・クラブを後援、指導、監督しその目的を達成

## 第16条 出席義務規定の免除

会員は、定款第12条第3節の定めによる出席規定の免除を受けようとするときは、理事会に対して文書を以て申請し、理事会の承認を得て出席義務規定の免除が与えられる。

ただし、このような出席義務規定の免除は、出席同様にみなされるものではない。

定款第15条第4節(a)の定めによる出席条件のうち、クラブのプロジェクトおよびその他の行事や活動に参加することを以て出席と認めることは、会員身分喪失を防ぐための救済的処置と解釈することとする。

## 第17条 財務

### 第1節 資金の保管

会計は、本クラブの資金をすべて理事会によって指定される金融機関に預金しなければならない。

### 第2節 支払いおよび監査

1. 全ての支払いは、支払伝票に当該担当者の承認の署名を得た後に支払われるものとする。
2. 本クラブのすべての会計は、毎年1回、本クラブの会計業務に携わっていない公認会計士または他の有資格者によって全面的な監査が行われなければならない。

### 第3節 会計年度

1. 本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に到る期間とし、会費納入は、これを7月1日より12月31日までの期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。
2. RIに対する人頭分担金とRI公式雑誌購読料の支払は、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行う。
3. 注：半期の途中に入会した会員の雑誌購読料はRI事務局からの仕切り状に基づいて支払われるものとする。

### 第4節 予算

1. 理事会は、每期5月に行われる現次引継ぎクラブ協議会に於いて提出された次年度各委員会予算案を基に、予算書及び事業計画書を作成し、例会において承認を得なければならない。
2. 予算は、例会によって承認された後、原則として各費目毎に支出の限度となるものとする。ただし、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りではない。

### 第5節 資金の分類

1. 会計は、クラブ資金をクラブ運営用と奉仕プロジェクト用の2種類に分類しなければならない。

2. ニコニコボックスの資金は、次年度の奉仕プロジェクトの内、打ち合わせ会合費や交通費等を除いた、実質的な奉仕の用途に限定するものとする。

#### **第6節 決算**

毎期8月末日までに決算書を作成しなければならない。

#### **第7節 事業報告**

事業報告を記した年次報告書を11月末日までに作成し、例会において報告する。

### **第18条 例会の順序**

開会宣言；点鐘。

ロータリーソング、第一（月初め）例会；君が代。四つのテスト唱和。

来訪者の紹介；（挨拶）。

会長の時間；食事開始、食事中会長挨拶、理事会報告。

委員会報告；出席報告、慶祝（皆出席、結婚記念日、配偶者を含む誕生日）、ニコニコボックス投函、等。

Happy Birthday ソング斉唱。

幹事報告；告示事項。

ロータリー情報等。

卓話、その他のプログラム。

### **第19条 内規**

細則には、別に定める内規が附属する。

### **第20条 改正**

細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成を得て改正することができる。但し、かかる改正案の予告は、当該例会の少なくとも10日前に各会員にその内容が文書で通告されていなければならない。

RI定款・細則、クラブ定款と背馳するとき改正または条項追加を、本細則に対して行うことはできない。